

電話診療同意書

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、当院を受診したことがない方や定期的に当院を利用していない方でも、時限的に電話で診察し薬を出せるようになりました。

ただし、電話と患部写真の送信を組み合わせた診療は便利である反面、対面診療と違い、以下の理由により十分な診療の質を保てないのも事実です。

- 1) 病変を触ることができない、
- 2) 拡大鏡を使って診察できない
- 3) カメラでは喉の奥や耳の中など見えないところがある
- 4) カメラの質が向上しているとはいえ微妙な色や質感を観察できない
- 5) 髪の毛の中、背中などリアルタイムに観察しにくい
- 6) 尿検査や真菌検査などすぐに結果が出る検査を行えない

このことから以下のことをご理解の上で電話診療をお申し込み下さい。

- ① 電話では診断が難しい場合や処置などが必要な場合は来院が必要※なこと
- ② 病気の見落としや誤診の可能性が対面診療より高いこと
- ③ 処方は7日以内と限定的であること
- ④ 治療による経過が最終診断には必要です。そのため、1週間以内に電話又は来院による診察をもう一度受けて頂く必要があること

※来院が必要と判断されたが数日以内に来院できない場合はこの電話診療は自費診療になります。

また、情報漏洩や不正アクセス等の一定のセキュリティリスクがあることもご理解下さい。

皮膚科神経内科白崎医院 院長

令和 年 月 日

上記を読み理解したので同意します

患者本人署名

印

患者代理人署名

印

患者との続柄(配偶者、親権者、父母、その他 _____)